

第七期練馬区健康推進協議会（第5回）会議録（要旨）

1 開催日時

平成24年3月12日（月）午後3時00分～4時50分

2 開催場所

練馬区役所西庁舎7階 第一委員会室

3 出席者

会長

高久史磨委員

副会長

向山巖委員

委員

石垣千秋委員、坂口節子委員、隅田實委員、豊田英紀委員、
白戸千昭委員、関東英雄委員、湯上俊之委員、
奥田久幸委員、酒井道子委員、上野ひろみ委員、山田哲丸委員、
かとうぎ桜子委員、山田かずよし委員、土屋としひろ委員、
重田榮委員、川崎秀子委員、齋藤洋委員、宮本静江委員、
井戸公近委員、櫻井軍治委員

（欠席委員は3名）

区理事者

健康福祉事業本部長、福祉部長、健康部長、健康推進課長、
地域医療企画調整課長、生活衛生課長、保健予防課長、
豊玉保健相談所長、石神井保健相談所長、大泉保健相談所長、
関保健相談所長

4 公開の可否

公開

5 傍聴者数

1名

6 配布資料

- | | |
|------------------------------|-------|
| (1) 放射線対策について（平成23年10月17日以降） | 【資料1】 |
| (2) 平成24年度食品監視指導計画について | 【資料2】 |
| (3) 母子健康手帳の改正について | 【資料3】 |
| (4) 分煙施設設置について | 【資料4】 |
| (5) （仮称）練馬光が丘病院について | 【資料5】 |

7 会議次第

(1) 開会

会長

ただいまから、第5回練馬区健康推進協議会を開会します。

それでは、お手元の次第に沿って進めます。

はじめに、事務局から区理事者の交代についての報告をお願いします。

健康推進課長

<区理事者の交代について>

(2) 放射線対策について

会長

それでは、本日の議題に入ります。放射線対策について、資料の説明を健康推進課長からお願いします。

健康推進課長

<資料説明>

1 空間放射線および局所放射線量の測定

(1) 区内12箇所における空間放射線量の定期測定について

測定の概要と各地区の測定結果（平成23年11月～平成24年2月）

資料1-1

現在出されている安全基準値について

資料1-2

(2) 区立および私立保育園における局所放射線の測定

区立保育園60園の測定結果

資料1-3

(3) 区立小・中学校における局所放射線の測定結果

区立小・中学校99校の測定結果

資料1-4

(4) 公園、遊び場、スポーツ施設、区民農園等の空間放射線量

ア 公園等における空間放射線量の簡易測定

イ 遊び場における空間放射線量の測定と対応

遊び場における放射線量

資料1-5

ウ 区立スポーツ施設における空間放射線量の簡易測定

区立スポーツ施設における放射線量

資料1-6

エ 区立区民農園、市民農園における空間放射線量の簡易測定

区民農園、市民農園における放射線量

資料1-7

(5) 区立小中学校、幼稚園における廃土付近の空間放射線量の測定

対応基準値を超えた学校（園）の結果

資料1-8

- (6) 区立小学校「芝生養生シート」の放射線量測定
区立小学校芝生養生シートの放射線量測定の結果 資料 1 - 9

2 食品、農産物

- (1) 区内産農産物を含む都内産農産物中の放射性物質検査の結果について
練馬区内産農産物の検査結果 資料 1 - 10
- (2) 給食の放射性物質検査
給食の放射線物質検査の実施について 参考
調理済み給食の放射性物質の検査結果 資料 1 - 11
食品の放射線 暫定規制値と新規規制値 資料 1 - 12

会長

ありがとうございました。何かご質問・ご意見はございませんか。

委員

中村小学校の芝生ですけれども、この 3 枚については基準値をオーバーしているわけですが、現状ではどういう保存の仕方をしているか、その後どういう対応をしているのかについて教えてください。

健康推進課長

こちらは教育委員会の所管になります。直接の担当ではないので聞いているところでお答えします。現状は、区の中の倉庫に隔離され保管されており、誰も触れられる状況ではない状態です。永久にその保管であるのかとご心配されるかと思いますが、こうした汚染されたものの対応方法について国が検討していると聞いていますので、基本的にそれが決まり次第、示された対応に則り処分していくこととなります。

委員

私の聞いたところによれば駐車場のそば、地下の駐車場ですか、分けて置いてあるというのでもない。それと 1 枚のシートから 1.5 マイクロシーベルトの線量が検出されているが、これはどうしたことが考えられますか。

健康推進課長

場所については、建物の中、駐車場の近くに地下倉庫があり、その中に隔離されていて、一般の方々が触れられる状況ではないと聞いています。それから、数値が高い原因についてですが、正確にはわかりません。シートは網目状になっており、比較的、付着物が集まりやすい状況にはあるようです。

会長

よろしいでしょうか。次の議題に移ります。平成24年度食品監視指導計画について、生活衛生課長説明願います。

生活衛生課長

<平成24年度食品監視指導計画について>

会長

どなたかご質問ありますか、どうぞ。

委員

練馬区では放射能の測定について、区民にも測らせてくれるということで、10台買い入れている。その使用方法については決めていなくて、そして、貸出先が自治会とか区が認めているような団体だけ使わされている。問題は、他の区では、測定器を自由に使って数値を測れるのですが、その数値が勝手に一人歩きしないようにということで、練馬区の場合は数値の管理をしっかりやらなくてはならないと非常に言っている。やはり、練馬は畑もあるし農業も盛んですから、自由にいろんな場所で区民が測ってみて疑問と思うことを明らかにすることが本来の目的だと思うのですが、区のほうかそういうところに関して、きちんと管理しようという動きがあるようだ。区民にきちんとした測定方法はきちんとさせるとしても、測る場所については区民の思いに従って自由にさせるべきだと思いますが、どういうふうにお考えでしょうか。

健康推進課長

委員からのお尋ねありましたのは、食品など食物ではなく、大気中の放射線測定の質問ですので、私のほうからお答えさせていただきます。委員からご紹介いただきましたように、基本的に区で測定しておりますが、他自治体と同様に機器の貸し出しをしてほしいという区民の声をいただいております。環境課が事務局になりますが、現在、町会、自治会中心に貸し出しできるように準備していると聞いています。ご質問は、もう少し貸出先を広げても良いのではないか、もっと自由に測れるようにしてもいいのではないかと、ということです。まず、測定器の数が限られているという問題があります。たくさん購入してみなさんにお貸しするという方法もあるかもしれませんが、区の中の放射線の状況は、基本的には安定してきているという現状があります。唯一心配になるのはホットスポットすなわち局所対応です。特に今回はゴミなどの集まりやすいところにおける清掃活動等を行っている町会、自治会にまずはお貸しをする、そのあと状況を見て拡大を検討していくことを環境課では考えていると聞いています。ですから、そういった貸し出し方法からスタートするというところで

理解いただければと思います。

委員

ぜひ、その測った数値は、あまり区は関与することがないように、ある程度は区民の測りたいところで、そのために貸し出しをするわけですから、数値の統制みたいなことをしている雰囲気がある。練馬区はそういうところがすごく厳しい。野菜を作っているせいでしょうか。野菜にしても東京都より練馬区が私は先にやるべきだと思ったのになかなか腰が重い。そういう意味では区民の思いが区政に通じていないんですね。もう少しきちんとした、区民が測定したかったらやらせるような形にしないと、今後こういう測定をしても、ぜひ数値に関してはあまり区のほう管理することがないようにお願いしたい。

健康推進課長

数値の管理というお話がありましたので、1点だけ補足させていただきます。区では数値を管理するという事は行っておりません。高い数値が出れば高い数値、低ければ低いということで、その数値はどうにもしようがありません。高い数値が出た場合には、洗浄するとか埋めるとか対応していくというのが基本的な方針です。数値をいじってどうこうするものではございません。ただ、簡易的な測定器の場合、比較的値が高く出る傾向があるということも聞いています。ですから万が一高い値が出た場合には、もう少し精度の高い機器で確認をして、除去等の対応をし、再度の測定で除染を確認するという手順を踏むものとしています。

委員

今、土屋委員から質問ございましたが、数値が高く低くバラバラにたくさん出た場合、その公表の仕方によっては混乱を生じることがあると思います。むやみに区民のみなさんが、私のところも心配だから機種を変えて測りたいということで測定してしまうと、数字が基準内のレベルで収まっていれば良いのですが、原因は何かとか、あとの処理についてきちんとした対応がなされているのかなど、余計な混乱を生ずるのではと私たちは心配しています。その、公表の仕方について一言お願いしたい。

健康推進課長

先ほどお話ししました空間放射線量、局所放射線量について区が測定したものについては、すべて区のホームページに掲載しております。後ほどお時間がございましたらぜひご覧いただきたく存じます。測定値の公表で混乱が生ずるのではというお話でしたが、現在、混乱が起きるような数値は、幸いなことに練馬区については測定されておられません。そうした意味では、今すぐ大混

乱が起きるような数字は出ていませんのでご安心いただければと思います。

会長

ホームページに出ているということですから、それをご覧になっていただければと思います。低線量の放射線の影響については、本当のデータは世界中にないんですね。基本的には国際的な基準に従わざるを得ない、それが放射線影響についての最も常識的な研究者の意見です。一部の研究者は、特定の論文を引用して非常に危険だということを言われますが、本当は誰もわからないというのが事実です。チェルノブイリのあと、世界的な専門家が何回も集まって議論をして、国際的な基準を決めていますので、それに従わざるを得ない。ただ、はっきり言えることは、チェルノブイリの場合は、福島よりもはるかに大きな放射線事故だったのですが、その際、小児の甲状腺ガンが起きたことは間違いないとされています。これも国際的な会議を何回も重ねて、最終的に放射線が影響したとわかったのですが、特にあの地区は子どものヨードが不足していた状態であったところにあの事故が起き、たくさん放出されたヨードを吸収してしまったため甲状腺ガンになったという結論になっています。他のガンについては、チェルノブイリとその周辺で罹患している頻度が高いというデータは全くありません。ただ、これは事故後 20 数年の話ですから、未知な部分もあります。私は、国際的な基準に従い冷静に対応せざるを得ないと考えています。次に、「母子健康手帳の改正について」をお願いします。

健康推進課長

<母子健康手帳の改正について>

会長

何か、ご質問ご要望等ございますか。確かに、お産のあとの不安は妊婦にとって重要な問題ですね。なければ次の議題に移ります。「受動喫煙防止のための分煙化推進事業について」説明をお願いします。

健康推進課長

<受動喫煙防止のための分煙化推進事業について>

会長

この設備では、煙はどこに出て行くのですか。中ですか、外ですか。

健康推進課長

この部屋の中が減圧状態になっておりまして、煙を引っ張る風速も厚生労働

省令で決められています。煙はダクトを通じて、脇の駐車場棟と商業施設のビルの壁の誰も人が通らないところに間に抜いて出しています。私も現場を確認しましたが、全く問題はありませんでした。

会長

よろしいでしょうか。

それでは次の「(仮称) 練馬光が丘病院について」説明をお願いします。

健康福祉事業本部長

< (仮称) 練馬光が丘病院について >

会長

この問題について、ご意見ご質問はございますか。

委員

病院側の運営状況についてですが、協定書の第 18 条に（運営状況の報告）が定められていますが、ここにある限りでは、「重要と認める事項について、必要に応じ乙に対し報告を求めることができる。」となっています。日大の側に、詳しくは知りませんが、赤字状況が続いて結局撤退するという事になったわけかと思えますけれども、今度の新しい経営体がそうなることは決して我々望んでいるわけではありません。むしろそういうことにならないように、区として区民として関っていくために「必要に応じて報告を求める」ということでいいのだろうかという疑問です。例えば、毎年とか、ある程度きちんとした形で運営状況、経営状況を区と見ていく、関っていく必要があるのではないかと思います。ですがいかがでしょうか。

健康福祉事業本部長

実質的には、第 11 条に（病院運営に関する協議会等の設置）というのがございます。その中で、実際の運営状況なり、必要に応じて経営状況等についての報告をいただくと考えています。あくまでも 18 条については、その協議会の中で出てこない内容がある場合について報告を求めるということでご理解いただければと思います。

委員

ということは、この協議会が定期的にといいか定例的に行われるということですか。

健康福祉事業本部長

順天堂練馬病院の場合には、年 3 回行われていたかと記憶しています。年 3 回の中で確認させていただくということになります。

委員

ひとつは要望です。第 11 条協議会のところです。「病院に対する区民の要望を可能な限り尊重するものとする。」とありますが、もう一步踏み込んで、協議会に複数人の区民を委員として入れるということをぜひ盛り込んでいただきたいと思います。今は、国、他の地方でも、何か物事を決めるときには住民を委員にする方法がすう勢だと思しますので、明確にしていきたいと思います。もう一点は質問です。病院の件に関しては、新聞や地域活動をしている区民から情報が発信されていますが、都に対する認可の手続きが遅れているという情報が出てきています。本当に 4 月 1 日、病床は減るにしても、きちんと運営がスタートできるのかどうか伺いたいと思います。私も真偽のほどを確かめたいと思ひまして、今日、この会議に来る 2 時間ほど前に東京都に電話を入れましたが、責任者の方が会議中で、どこまで話して良いのかわからないのでご勘弁くださいとお答えをいただけなかった。きちんとした情報をいただければと思います。

健康福祉事業本部長

第 11 条の（病院運営に関する協議会等の設置）についてですが、例えば、順天堂練馬病院については、区民が 4 人、区議会議員が 3 人、医療関係者が 2 人、学識経験者が 2 人、区職員 2 人、病院関係者が 3 人というようになっています。このような形で行うことによって、区民の方も入り、幅広い関係者がそこに入って論議をさせていただくということになるろうと思います。それから、事前計画書の提出の件です。計画書の提出は区からではなく、地域医療振興協会から東京都へ出すということになっています。現在、まだ出しておりません。細かい詰めをやっています。いくつかの調整事項がございますので、それがクリアできれば提出できると考えております。

委員

11 条の件は、順天堂の方でも区民の方が入っていただいていることは知っているのですが、この条文の中でもぜひ踏み込んで、複数人の区民とか、具体的にある程度の委員構成を示してください。それがすう勢だと思ひしますので、明文化していただきたいというのが要望です。それから、事前計画がずいぶん遅れていて、本当は数ヶ月前に普通出すものだと伺っているのですが、もう 3 月の半ば近くですよ、今日伺った東京都も、絶対に地域医療に穴を開けるようなことはもちろんしないようにしますとは言ってはいましたが、やはり

区民としては安心はできないところです。区としてそのところは病院任せではいけないと思うのですが、どのような対応をされているのでしょうか。

健康福祉事業本部長

日大医師と地域医療振興協会との各科目ごとの診療打合せについては、ほとんどのところが終了しています。残された科目についても、今週中にはすべて終了する予定です。その中で、患者さんについてどちらで対応したほうが良いかなどを含め細かく協議させていただいております。そうした部分も含めて、私どもは、地域医療振興協会だけに任せておくわけではなく、いっしょに三者の協議に入っていきますし、手続きについても一緒に進めている。当然、私どもも医療の空白をまねくことは絶対にあってはならないと考えております。現在、全力で対応しています。もうしばらく時間をいただければと思います。

委員

届けを出して、すぐに許可が下りるのか、審査に時間がかかるのではという部分は議会でやってもその辺がはっきりしない。住民の方は、まだ出てないんだと、これは絶対に12月中に出すはずだったのが出てないから危ないんだとか、そういうことが一人歩きしている。計画書を出せば、すぐに開院の許可がでるのか、一般の人はわからないのでそのあたりを教えてほしい。

健康福祉事業本部長

事前計画書を提出したあと、病院の開設許可、それから使用許可となります。使用許可については、通常ですと新しい病院ができて、その施設についてチェックして病院の使用許可という話になるのですが、すでに病床は運営されていますので、その部分については問題ないと思っています。これまでの東京都との相談のなかでは、事前計画書を提出したあとは、時間はかからないとの感触を得ています。

会長

私のほうにも、いろんな声が聞こえてきていますので、練馬区もぜひ対応していただきたいと思います。それでは事務局からの報告をどうぞ。

健康推進課長

2点あります。1点目は冊子「野菜とれとれ！ね・り・まの食卓」を配布しています。そちらをご覧ください。これは、野菜をたくさん摂りましょうという思いをこめて、野菜がたっぷりとれるレシピを掲載した食育の実践ハンドブックということで作成したものです。中には、旬の野菜を使ったレシピ、旬の野菜の販売時期、野菜の収穫時期のイベントなどを紹介して、レシピだけではなく

く野菜に親しみ、楽しんでいただくために工夫したものです。食育推進という観点からご参考にしていただければと思います。

2点目は、実は早いもので、協議会委員の任期は2年となっており、委員のみなさま方の任期は8月1日までとなります。事務局では6月頃に、次期委員の選出を行う予定です。区民委員の方は5月頃公募させていただき、また、団体選出の委員の方については、団体のほうにお願いしたいと思っています。ご協力をお願いいたします。選出手続きを踏まえまして、新委員による協議会開催は秋ごろ9月から10月の予定です。

会長

事務局から報告がありましたように、本日が第七期健康推進協議会任期の最後の会議となりました。委員のみなさま方にはこれまでのご協力に感謝します。少し時間があります。特に発言されたい方いらっしゃいますか。

委員

議題の中に母子健康手帳の改正についてがありました。母子健康手帳には直接関係がありませんが、「健康手帳」についても最近改訂され、内容的には充実してきていると受けとめています。ただ、もう少し区民が活用する策を打っていく必要があるのではと考えています。例えば、かかりつけ医が患者さんに対して、健康手帳の活用を勧めるとか、あるいは直接診察の中で活用をしていくとか、そうした取り組みができないかと感じています。

健康推進課長

ありがとうございます。地域医療という観点からは、医師との連携はまだまだ取り組みが不十分だと感じています。母子手帳と違いまして、健康手帳は任意ということもありまして、試行錯誤をして、今回様々な事業のご案内も含め大幅な改訂をいたしました。ご指摘いただきましたように、かかりつけ医との連携という点からすると、練馬区医師会ともご相談しながら検討する必要があります。区民の皆様のご意見も踏まえて、どうしたら利用しやすいのか、あるいは区民の皆様が健康づくりに役立てることができるのか、医療機関とご相談しながら改善に取り組んでまいります。

委員

個人的私見ではありますが、お聞きいただきたい。まず、医療・介護・高齢者対策についてですが、練馬区では従来から「切れ目のない医療環境の整備」と位置づけされています。そこで質問ですが、これらについて現況の取り組みを具体的にお聞かせください。区として特に力を入れて推進しているものがあればお示しください。

新聞紙上でも高齢者の暮らしの支援・高齢化の諸問題は大きく取り上げられており、在宅療養への移行、在宅終末介護などについては迅速な対応をすべくその促進を計ろうとしています。新光が丘病院の引継ぎについては、何の問題もなくすべてクリアされスムーズに事は運ばれているように市民は思っています。しかし実態は多くの問題が出てきているようです。更に加えて救急医療体制・医療人材の確保などについても充実をはかっていただきたい。今回の震災において現地で大きく取り上げられている問題の一つでもあります。

なぜこのような問題について主張しているかと申しますと、東京都の予算配分を見ますと、これらについては重点的に行われているからです。練馬区のデータは手元にございませんが、東京都は医療人材確保に 88 億円、認知症対策に 85 億円、周産期医療体制の強化に 27 億円、災害医療対策の充実には 12 億円、高齢者施設の充実に 27 億円、高齢者の暮らし支援で 217 億円計上されております。更に在宅医療等総合支援体制の構築事業にも、都は特に力を入れているようです。練馬区においても同様に取り組んでいるとは思いますが、特に今このような事に積極的に取り組んでいるものがありましたら教えてください。他の区より先駆けてやっているものがあれば併せて教えてください。以上については、東京都の予算案から感じた問題であります。

会長

これは大きなテーマですので、次の第八期のときに、引き続いてご検討いただきたいと思っております。ありがとうございました。
副会長として、向山先生一言お願いいたします。

副会長

会長の下で、副会長としてこれまで四期にわたって勤めさせていただきました。さまざまな時期にいろいろな問題がありました。振り返ってみますと、受動喫煙などの問題について、練馬区受動喫煙防止推進懇談会の座長として、一生懸命に取り組んだことを思い出しております。健康推進協議会において、ささやかながら会長をサポートする形でお手伝いをさせていただきました。

ご承知のように、これからは健康問題に対する行政の役割はますます大きくなってまいります。練馬区をはじめ基礎自治体は厳しい財政状況の中で、何とかやっていかなければならないのですが、本区の健康推進協議会としても、何が一番大切であるかについて検討していくことが大切と言えます。

ご承知のように、「2030 年問題」がこれから重要な課題となりますが、なかでも人口減少の時代の中で高齢者の急増は、切実な問題です。これから 30 年ぐらいは毎年、65 歳を超える人口が 200 万人近くもある一方、子どもはこれから 100 万人程度しか生まれないと予測されていて、増大する高齢者の健康問題への行政の取り組みが非常に大切な時代になると思われます。

私もすでに後期高齢者になっており、どこまでお手伝いできるかわかりませんが、この健康推進協議会が、区民の健康保持のために、とくに練馬の豊かな高齢社会の実現のためにがんばることを期待する次第です。どうもありがとうございました。

委員

会長、最後に一言お伺いしてよろしいでしょうか。せっかくこの席に地域振興協会会長の高久先生がいらして、今後の光が丘病院の運営方針ですけど、その運営の仕方によって病院の方向性は変わってくると思うんですね。できればその辺をお聞きしたいのですけれども、聞くところによると、高齢者向けの医療に中心をおいていくと形を聞いております、そういう方向性が出ているのか、それから小児医療ももちろん重点的にやっていただけたらと思うのですが、全体として高齢者向けの方針があるのか、そうしたものがありませんでしたらお話伺えたらありがたいのですが。

会長

言い訳になって申し訳ないのですが、私は自治医大の学長もこの3月で辞めますが、名前だけの会長でして、実質的なことについては全く関与していないのが実情です。契約書に記されている吉新理事長が担当しています。地域医療振興協会は全国的にすでに54~55箇所の病院を運営してまして、私が外から見ている限りでは、非常に熱心に地域医療に取り組んでいます。今の日大との引継ぎに関しましては、問題がある様ですが、今までの協会の病院・診療所の運営をみてみますと、必ず地域の要望に応える形の運営をまじめやっていくものだとは信じています。たまたま、今週の土曜日に協会の臨時理事会があります。私も時間がとれますので、協会の理事長および理事の方々に、この協議会でいただいたご意見を十分に伝えます。よろしく願いいたします。

委員

その件につきましては突っ込んでお聞きしたいと思います。従来、日大病院から協会に引き継ぐ場合、現況のままいわゆる居抜きで現況のまま全く同じ条件であれば、東京都に計画書を提出すれば問題なくストレートに事は進むと思います。しかし、現実問題として、一部を新しく取り換えたり、全部新しい機械等に入れ替える等の問題も起きています。取り扱う薬や内部の備品に至るまで総入れ替えをして、どうぞお越してくださいというやり方もありますが、経営面から考えれば、各々の母体が運営方針も違うし資金面や、人の問題などをすべてクリアできれば問題も少なくすむ。しかしそう簡単ではなさそうです。そこで、現況はどうなのか、お話ができる範囲で結構ですから、お聞かせいただければと思います。

健康福祉事業本部長

今回の引継ぎにあたって、いくつかの課題があると考えています。ひとつは、現在、日大練馬光が丘病院は 342 床です。日大練馬光が丘病院が運営の廃止をして、新しい地域振興協会の病院ができるとすると、実は二次医療圏の中でベッドの数が全体で管理されているため、一度廃止をしてしまうと、342 床をそのまま都にお返しをして、改めて二次医療圏の区域の中で、ベッドを配分することになります。つまり、同じ二次医療圏の中に病院開院希望があると、一度返してしまった同じ病床数で運営できるという保障はなくなります。こうした事態は避けたいので、どういう形で継承していくのかをきちんと詰める必要があります。例えば、医師、看護師、患者が継続しているなど特別な事情があることに対して、都は継承を認めています。この場合は、342 床を確保することができます。しかし、実際には、今回は医師・看護師が代わることが前提となっているため難しい課題があります。看護師の中には日大を辞めて振興協会に勤める方も 20 名ほどおられますが、個別の患者さんについては、その症状に応じて日大板橋病院に行ったほうが良い方、または地域医療振興協会でも継続して診察できる方それぞれを協議する必要があります。また、外来患者さんについても、地域医療振興協会でも診てもらいたい方については、日大に診療情報提供書を作っている状況であり、それをもらわなくてははいけない。このように、手続きから派生する個々の課題を検証している状況であることをご理解いただければと思います。都からもこうしたケースはあまりないと伺っています。都とも様々な基準についてひとつひとつ確認しながらやっています。何十人という医療スタッフをすぐにそろえられるかという厳しい状況もあります。振興協会もスタッフを集めるために努力をしています。医療空白を絶対に生じさせないというつもりで区も振興協会も努力していますし、日大も協力してくれています。そういうことで事情をご理解願えればと思います。

委員

居抜きのままそっくり引き受けた場合でも、医師や看護師、調剤、器具備品など引き継ぐ側にも事情があって扱うものが違ったりもする。我々市民から見ますと、即 4 月 1 日から何も障害なく今までと同じようにやっていただけのものという感覚でいます。しかし話を伺うにつれ、そうではないんだよ、という話になる。問題は患者をどう扱うか、あくまで患者中心にことを運んでいただければと思うのです。加えて地域医療全般に目を向けて進めていただければ、東京都としても協力は惜しまないはずだと思うのです。お互いに問題点を共有して一つ一つ解決していくしか方法はないのではないかと。せっかくここまで来たのですから、この点を会長にもお願いし、挫折しないように頑張ってください。

会長

十分に協会のほうに伝えておきます。最後に健康福祉事業本部長お願いします。

健康福祉事業本部長

委員のみなさまの任期は 8 月までとなりますが、本日が、第七期協議会、最後の会議となります。そこで会議を終えるにあたりご挨拶を申し上げます。まず、改めて委員のみなさまに、心より感謝申し上げます。第七期委員のみなさまには、様々なことについてご意見をいただきました。中でも、区の健康推進施策の大きな柱である「練馬区健康づくり総合計画」についてご審議いただき、貴重なご提言を賜りました。「区民一人ひとりが心身ともに健やかに生活できる状態を目指す」という基本目標のもと、ライフステージに応じた健康づくり目標の設定と、それらを支援する環境の整備を盛り込み、「健康都市ねりま」の実現を目指した計画を策定することができました。ありがとうございました。さて、ここでお詫びを申し上げることがございます。東日本大震災発生により第 4 回会議の中止を余儀なくされましたが、その後の事務局の勝手により、計画策定の最終段階において、みなさまのご意見を十分に計画に反映させることができませんでした。ここに改めてお詫び申し上げます。いただいたご意見やご要望を、次期計画にはしっかりと反映させていくことが、私ども行政の責任と考えております。区では、健康都市練馬区宣言をしております。健康こそ生活の基盤であり、福祉の原点であると考えております。今後とも区の健康施策へのご高配を賜りたく、改めて、会長、副会長をはじめ各委員のみなさまにお礼を申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

会長

どうもありがとうございました。これで本日の会議を終わらせていただきます。ありがとうございました。

<閉会>